

トリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトリジンO (ASO) 定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体
ヲ～ヨ (略)

トリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトリジンO (ASO) 定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS) 半定量、梅毒血清反応(STS) 定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体
ヲ～ヨ (略)

第2款 検体検査判断料

第3節 生体検査料

D206 心臓カテーテル法による諸検査 (一連の検査について)

【注の見直し】

注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に400点を加算する。

注3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。
4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、600点を所定点数に加算する。

D208 心電図検査

【項目の削除】

4 バリストカルジオグラフ 90点
注 2方向以上の記録による場合は所定点数に90点を加算する。

(削除)